



家庭児童相談員
田中 真由美さん

家庭児童相談員
百野 達巳さん

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

問/福祉事務所子育て支援係 ☎72-1123(内線505)

「しつけが行き過ぎてしまっ
た」という言い訳をよく聞きます
が、しつけと虐待はまったく別物
です。子どもに礼儀作法を教え
る、子ども自身が内から力を身に
付けるよう指導するのがしつけ。
自分の思うままに支配する、暴
力や暴言など外からの圧力で即
効性を求めるのが虐待。
決して虐待をしてしまっ親が
特別なわけではありません。何かの
きっかけで、誰もが加害者になっ
てしまう可能性があります。
児童虐待防止対策は虐待の発
生予防、早期発見、早期対応が大
切になります。虐待の確信はなく

児童虐待に関する通報相談件
数は、年々増加しており、子ども
の命が奪われる重大な事件も後
を絶ちません。
国では、毎年11月を「児童虐待
防止推進月間」と定めており、全
国各地で、児童虐待防止のための
広報啓発活動が行われています。
虐待の動機としては「子どもの
存在の拒否・否定」「しつけのつも
りだった」などが挙げられ、内容
は身体的虐待、育児放棄などがあ
りますが、暴言を吐いて脅した
り、子どもの前で配偶者や親族
などに暴力を振るう「面前DV」
などの心理的虐待も多くなって
います。
「しつけが行き過ぎてしまっ
た」という言い訳をよく聞きます
が、しつけと虐待はまったく別物
です。子どもに礼儀作法を教え
る、子ども自身が内から力を身に
付けるよう指導するのがしつけ。
自分の思うままに支配する、暴
力や暴言など外からの圧力で即
効性を求めるのが虐待。
決して虐待をしてしまっ親が
特別なわけではありません。何かの
きっかけで、誰もが加害者になっ
てしまう可能性があります。
児童虐待防止対策は虐待の発
生予防、早期発見、早期対応が大
切になります。虐待の確信はなく

でも疑いがあるときには通報し
てください。例え虐待ではなかつ
たとしても通報者には責任はあ
りません。
地域の皆さまのご協力をお願
いします。

1人で悩まずに、相談してみませんか

串間市家庭児童相談室は、市
総合保健福祉センター内に設
置され、2人の家庭児童相談員
が子育てに関わるさまざまな
悩みや心配事について相談に
応じます。
「相談内容について」
●子どもに関すること
育児やしつけ、性格、養育、発
達、非行の相談など。
●家庭に関すること
DVに関する相談で子ども
への影響が心配、ひとり親家庭
になり不安や制度の情報など。
※秘密は守ります。安心してご
相談ください。
相談時間：月曜日～金曜日
午前9時～午後4時
家庭児童相談員：百野 達巳さん
田中 真由美さん
連絡先：0987-7215783



ハッピー スマイル

やまさき あおと
山崎 蒼仁くん
平成30年11月21日生

あきのり さき
山崎昭徳・沙紀さんの次男
(本城地区・浦)

のんびり屋で、よく笑い、最近つかまり立ちが出来るよ
うになり、物でよく遊んでいます。お兄ちゃん、お姉ちゃ
んが読んでくれる絵本が大好きで、兄弟から可愛がっ
てもらいすくすく育っています。今後ものびのび育っ
てほしいです。

Happy Smile

子育て info

●11月13日(水) 1歳6カ月児健診

●11月20日(水) 乳児健診

それぞれ、対象児には個別に案内しています。

●子どもの予防接種指定医療機関について

11月1日より下記の医療機関が子どもの予防接種
指定医療機関として追加されます。

予防接種を受ける際には事前に医療機関にお問
い合わせください。

問/串間中央クリニック ☎27-3181

令和2年度教育・保育施設の 入所申込を受け付けます

問/福祉事務所子ども政策係 ☎72-1123(内線506、527)

すくすく のびのび

子育て支援情報

入所受付は、令和元年12月2日から開始します。

- 入所施設について
串間市では、保育所園と幼児
連携型認定子ども園への入所が
可能です。
- 入所できる条件について
保育所(園)は、2号認定または
3号認定を受けた児童が入所で
きます。
幼児連携型認定子ども園は、1
号から3号までいずれかの認定
を受けた児童が入所できます。
認定については「表1」「表
2」を確認してください。
- 入所申込について
○4月入所の受付期間
令和元年12月2日(月)から
令和元年12月27日(金)まで
○5月以降の入所申込の受付期間
入所希望月の前月15日まで
※入所は毎月1日付となります。
○受付場所
福祉事務所子ども政策係
- 提出書類について
申し込みに必要な書類は次の
とおりです。1号認定を希望の方
は、書類①、1号認定で保護者が
就労などで預かり保育を希望さ
れる方は、書類①②③、2号認定
を希望の方は、書類①③、3号認
定を希望される方は書類①③④
を福祉事務所子ども政策係に提
出してください。⑤については該
当者のみの提出となります。書類
は、今後福祉事務所子ども政策
係、各教育・保育施設にて配布し
ます。また、市公式サイトからも
ダウンロードできます。
①支給認定申請書
②子育てのための施設等
利用給付認定変更申請書
③就労証明書または
保育利用事由証明書
保護者1人につき1枚提出し
てください。ただし、就労状況
が全く同じ場合は1枚に連名
で記載してください。
※保育利用事由証明書は、就労
以外で保育を必要とする場合
に提出してください。
④保育料納付誓約書
保育所(園)を希望の方のみ提
出してください。
⑤第3子以降保育料軽減申請書
(該当者のみ)
- 入所決定について
1号認定の方については、認定
子ども園が入園の内定を出しま
す。

【表1】認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況などにより次の4つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象
1号認定(教育標準時間認定)	・認定子ども園	満3歳以上の子ども
1号認定(教育標準時間認定) +新2号認定または新3号認定(預かり保育などを利用)		1号認定で 『保育の必要な事由』に 該当する場合
2号認定 (3歳以上保育認定)	・保育所(園) ・認定子ども園	満3歳以上の子どもで 『保育の必要な事由』に 該当する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)		3歳未満の子どもで 『保育の必要な事由』に 該当する場合

2号認定・3号認定の方につ
いては、市が保育の必要性が高い児
童から、希望状況や保育所などの
定員などに応じて順次決定しま
す。
※在園児の手続きについては、在
籍中の施設を通じて行う予定です。

【表2】新2号認定、新3号認定、2号認定および3号認定を受ける場合、保護者が次のいずれかに該当することが必要となります。

保育の必要な事由	保護者の状況	必要書類	添付書類
1 就労	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合	就労証明書	-
2 妊娠・出産	母が出産前後(産前産後2カ月)である場合	保育利用事由証明書	母子手帳
3 疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合		診断書(疾病の場合) 障害者手帳(障がいの場合)
4 介護など	親族(長期間入院などをしている親族を含む)を常時介護または看護している場合		介護保険証
5 災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊などを受け家庭で保育ができない場合		-
6 求職活動	求職活動を行うもしくは継続的に行っている場合	-	-
7 就学	就学中の場合	-	在学証明書
8 育休取得中で保育利用中	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	就労証明書	-